

兵庫県警察職員の証の取扱いに関する訓令

〔昭和58年8月19日〕
〔本部訓令第9号〕

（概要）

この訓令は、兵庫県警察に勤務する警察官以外の警察職員の身分を明らかにするために貸与する兵庫県警察職員の証の取扱いについて、必要な事項を定めたものである。